

“デュランタ”の花言葉は寄り添う心

神奈川県司法書士会
広報誌

Duranta

vol.4

2025.MAR



特集
1

いらない土地を相続したときは
『相続土地国庫帰属制度』を検討してみませんか？

相続土地国庫帰属制度

特集
2

マンガで分かる！ 困らない相続

密着！司法書士の1日／information

Cover
Model

相続登記促進事業イメージモデル
たかはし けいこ
高橋 恵子さん
たかはし ゆうな
高橋 佑奈さん

いらぬ土地(負の遺産)を相続したときは『相続土地国庫帰属制度』を検討してみませんか？
司法書士がお手伝しますので、ぜひご相談ください。

相続土地国庫帰属制度




神奈川県司法書士会
湘南支部
芳村 健 司法書士

Q2 『相続土地国庫帰属制度』を利用する場合、費用はかかるのでしょうか？

A 『審査手数料』と『負担金』がかかります。

① 審査手数料 土地1つ(1筆)について1万4000円

② 負担金 土地の状況・面積によって変わります。最低でも20万円はかかる見込みです。



神奈川県司法書士会
横須賀支部
藤井 浩一 司法書士

Q1 『相続土地国庫帰属制度』とはどのような制度でしょうか？

A 相続したけれど利用しない土地を、国に引き渡す制度です。



神奈川県司法書士会
広報委員
内藤 真行 司法書士

Q4 『相続土地国庫帰属制度』を利用できる人は？

A 次の人になります。

① 土地を相続・遺贈で取得した人

② 土地の共有持分を相続・遺贈で取得した人

③ 土地の共有持分を相続・遺贈で取得した人がいる場合の他の共有者

★②と③は土地の共有者全員で申請する必要があります。



神奈川県司法書士会
広報委員
古内 美紀子 司法書士

Q3 『相続土地国庫帰属制度』を利用できる土地は？

A 主に次の土地は国庫帰属制度を利用することができます。

① 建物がある土地

② 抵当権・賃借権などがある土地

③ 境界がわからない土地

★これ以外にもいくつか条件がありますので、司法書士にご相談ください。




神奈川県司法書士会
広報委員
宮崎 貴之 司法書士

Q5 『相続土地国庫帰属制度』の手続きの手順は？

A 左のとおりになります。黄色の枠は司法書士がお手伝いできます。

資料を用意して法務局に事前相談

申請書作成・提出

法務局の審査

承認されたら

負担金の納付

国への名義変更

困らない相続



相続手続フローチャート

一般的な相続手続きの流れをご案内します。
個々の事案によっては異なる手続きになる場合があります。

相続の開始 (被相続人のご逝去)

↓

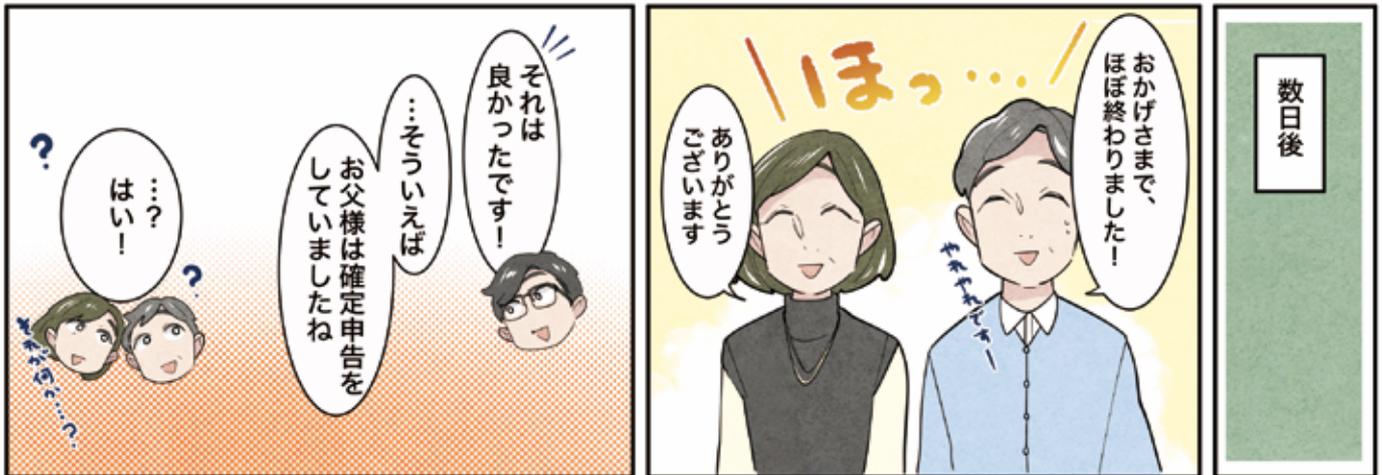
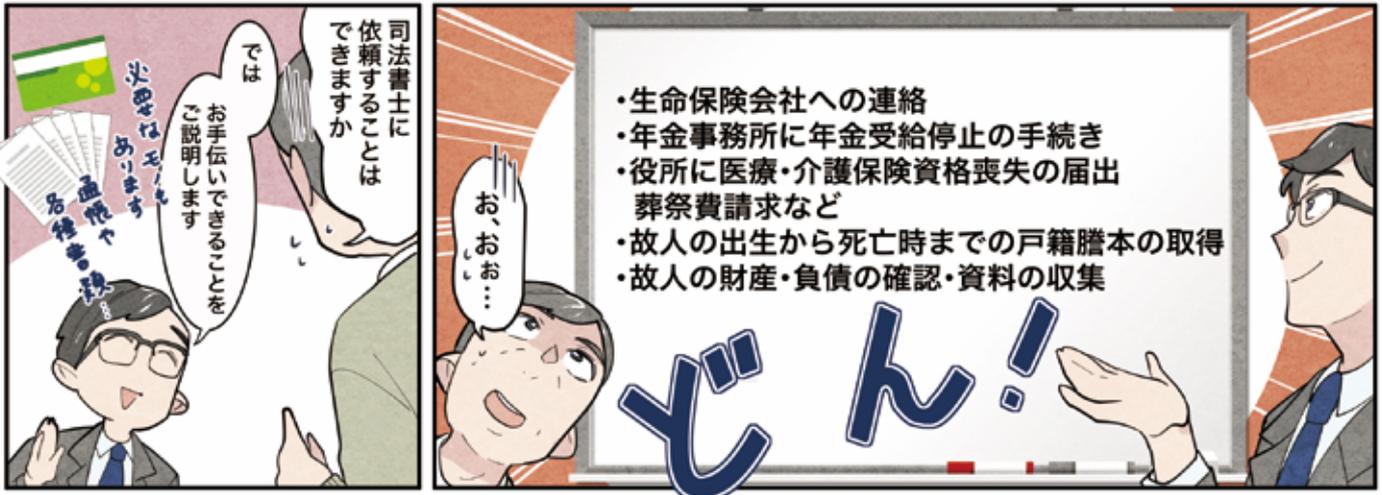
遺言書の有り・無しの確認

↓

(4ページに続く)

※本誌2～5ページの内容をまとめたフローチャートは、下記のQRコードからご覧いただけます。





①遺産分割協議前にできる各種お手続き

- 保険金の請求（生命保険など）
- 年金受給の停止の手続き（場合によっては未支給年金・遺族年金の手続き）
- 水道光熱費の引落としの変更
- クレジットカードの解約
- 市区役所・町村役場（医療・介護保険資格喪失の手続き、葬祭費請求など）
- 携帯・スマホの解約

②相続財産・負債の調査
※一部司法書士がお手伝いすることができます。

③相続人の調査（戸籍等の収集）

④法定相続情報の作成【注1】

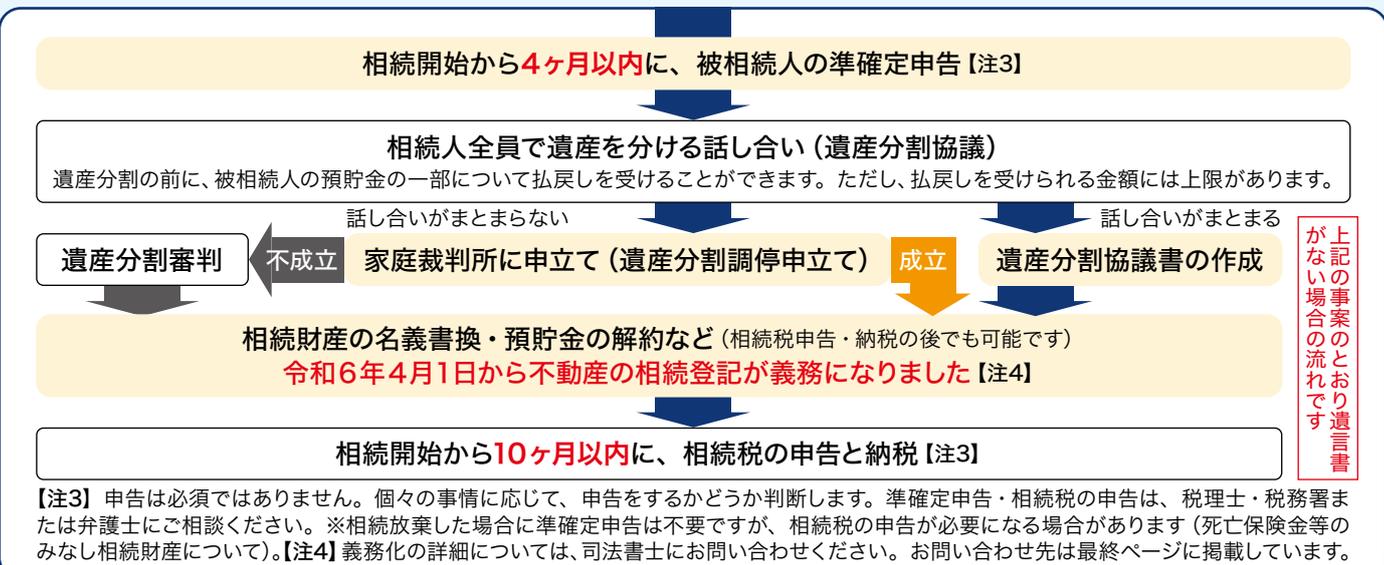
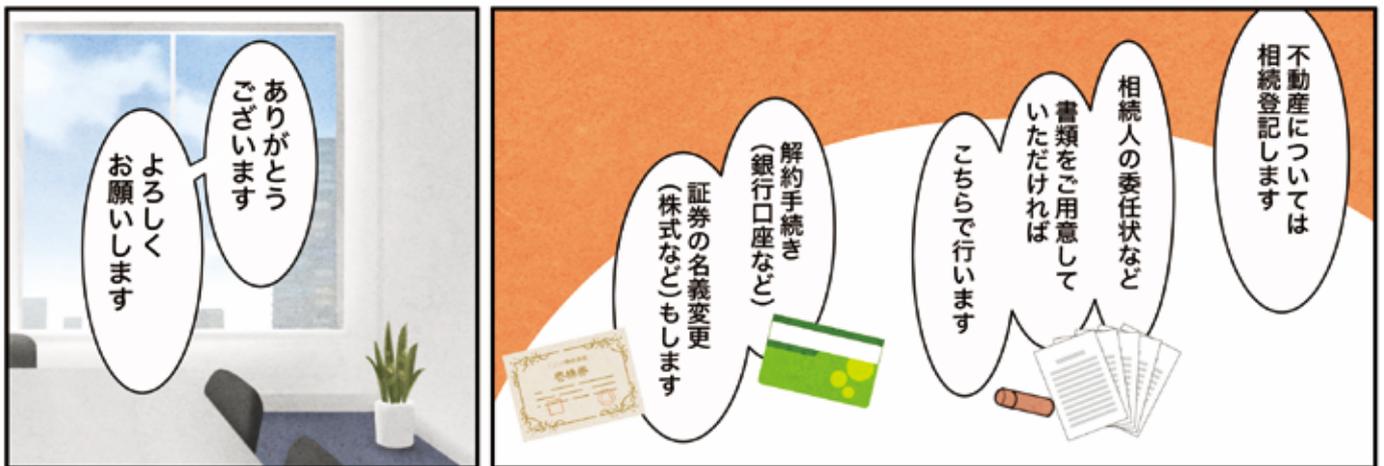
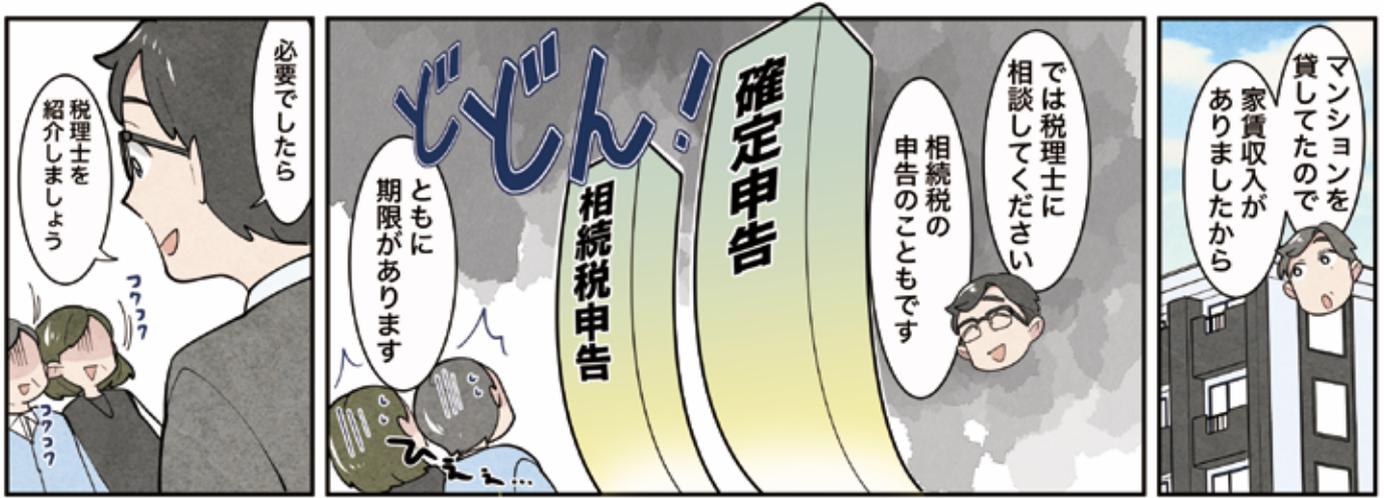
家庭裁判所で【注2】

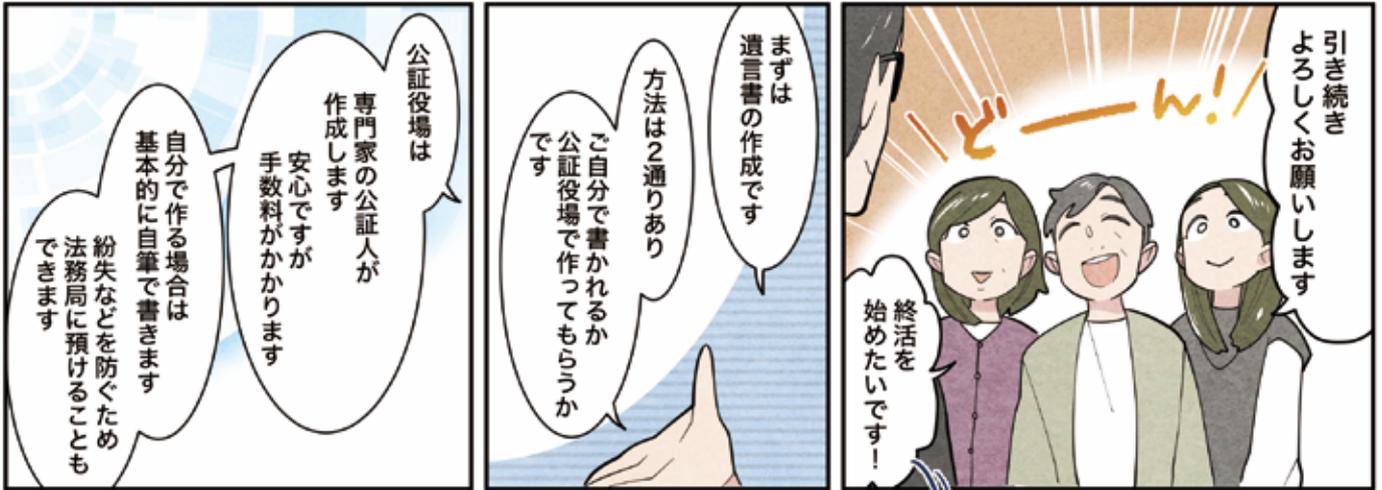
- 相続の承認又は放棄の期間伸長の申立て
- 相続放棄の申立て
- 限定承認の申立て（相続開始から3ヶ月以内）

（5ページに続く）

【注1】『法定相続情報』とは、戸籍をもとに作成する被相続人と法定相続人の相続関係を示す一覧図のことで、戸籍の代わりに使用することができます。利用方法などの詳細につきましては司法書士または法務局にご相談ください。【注2】申立ては必須ではありません。個々の事情に応じて、申立てをするかどうか判断します。家庭裁判所の申立書の作成については司法書士・弁護士にご相談ください。
※相続の承認・放棄の期間伸長の申立て後、相続することになったときは遺産分割協議が必要になる場合があります。

の色付枠は、司法書士がお手伝いできます。





遺言書がある場合の流れになります。5ページの「準確定申告」からの続きになります。

公正証書で作成した遺言書 (遺言公正証書)

自筆の遺言書 ※遺言書を法務局に預けることができます。

法務局で遺言書を保管している

法務局以外で遺言書を保管している

法務局でお手続き

家庭裁判所で検認の申立て

全ての遺産について、誰が受け取るか遺言書で決められている

いいえ

はい

決められていない遺産について相続人の中で話し合い

遺言書のとおり遺産を分ける

相続財産の名義書換・預貯金の解約など (相続税申告・納税の後でも可能です)

令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務になりました【前ページ:注4】

相続開始から10ヶ月以内に、相続税の申告と納税【前ページ:注3】

密着!

司法書士の1日

ONE DAY SCHEDULE



司法書士は相続以外にも不動産や会社・法人登記、裁判書類作成、成年後見等のお手伝いができる法律家です。都市部以外の事務所も多く、地域密着で地元の人に信用される司法書士を目指しています。そんな司法書士の1日をご紹介します。

CASE 1



簡易裁判所にて
代理人として出廷

書類に不備がないよう慎重に

事務所に帰り、
裁判書類作成

早めの昼食

遺産承継業務として
金融機関にて
口座の解約など

裁判で依頼者が不安にならないように



依頼者と
裁判の打合せ

相続登記申請のため
戸籍チェック、
相関図作成など

翌日の登記申請の
準備

今日も1日
がんばりました!



業務終了、帰宅

CASE 2

9:00

株式会社設立のため
公証役場にて
定款認証

10:00

依頼者の
ご自宅に伺い
家族信託登記の
打ち合わせ

11:00

12:00

13:00

遅めの昼食

14:00

事務所にて、
債務整理の相談

15:00

16:00

成年被後見人が
入所している
施設に行き面談

17:00

事務所に帰り
書類の作成と
明日の準備

18:00

業務終了、帰宅



さあ、今日も1日
がんばろう!



相談者に分かり
やすく説明を

依頼者に
安心してもらうよう
丁寧に



司法書士「相続・遺言ホットライン」のご案内

昨年4月から相続登記申請義務化がスタートしました。神奈川県司法書士会では、相続登記に関するご相談やご依頼にお応えするホットライン電話回線を用意しています。県内地域別の電話番号におかけいただければ、お住まいの近くの司法書士事務所に直接つながり、相続・遺言に関するさまざまな問題をご相談いただけます。相続手続きで迷ったら、神奈川県司法書士会の「相続・遺言ホットライン」にぜひお電話ください！

※相談料無料。通話料のみご負担ください。※やむをえず遠方の司法書士が担当する場合があります。

横浜市	中区・磯子区・金沢区 ☎050-5212-0623	相模原市 ☎050-5212-0631	該当の司法書士がいない場合は、 神奈川県司法書士会へご連絡ください。 ☎045-641-1372 [受付時間] 9:00～17:00 [休業日] 土曜・日曜・祝日
	西区・南区・港南区・栄区・戸塚区・泉区 ☎050-5212-0624	横須賀市・逗子市・三浦郡・鎌倉市・三浦市 ☎050-5212-0628	
	神奈川区・保土ヶ谷区・鶴見区・旭区・瀬谷区 ☎050-5212-0625	藤沢市・茅ヶ崎市・高座郡 ☎050-5212-0630	
	緑区・青葉区・港北区・都筑区 ☎050-5212-0626	厚木市・愛甲郡・伊勢原市・大和市 海老名市・座間市・綾瀬市・秦野市 ☎050-5212-0632	
川崎市	☎050-5212-0627	小田原市・足柄下郡・南足柄市 足柄上郡・平塚市・中郡 ☎050-5212-0629	相談フロー

[受付時間] 13:00～16:00 [休業日] 土曜・日曜・祝日

※面談からは有料になります。

司法書士による無料電話相談（相談時間30分以内）

お急ぎの方は電話相談をおすすめします！

※毎月25～31日と8月13～16日を除く

ご相談内容	ご相談先	日時	連絡先
法律や登記に関する一般的な相談 無料	神奈川県司法書士会 一般法律相談	月曜～金曜 13:00～16:00 ※	☎045-641-1348
裁判などの相談 無料	神奈川県司法書士会 裁判・多重債務相談	月曜～金曜 13:00～16:00 ※	☎045-641-1389
訴えられた方、訴えられそうな方の相談 その他、民事一般の相談 無料	神奈川県司法書士会 当番司法書士電話相談	月曜～金曜 16:00～19:00	☎045-641-6110
労働問題に関する相談 無料	神奈川県司法書士会 労働トラブル電話相談	毎週水曜日 13:00～16:00	☎045-662-9133

●(公社)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

成年後見に関する相談 無料	リーガルサポートによる成年後見相談	月曜 15:00～17:00 水曜 10:00～12:00 金曜 15:00～17:00	☎045-663-9180
----------------------	-------------------	--	----------------------

司法書士の法律相談について ※法務大臣認定司法書士は、簡易裁判所事物管轄（訴額140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます（司法書士法第3条1項6号、7号、8号）。 ※全ての司法書士は、金額の多寡にかかわらず、裁判所提出書類（訴状、調停申立書、破産申立書など）の作成事務を行うこと及びこれについての相談に応じることができます（司法書士法第3条1項4号、5号）。

リレーノートで終活対策！

横浜地方法務局、神奈川県司法書士会、神奈川県土地家屋調査士会が共同で作成したエンディングノート。タイトルは「リレーノート」です。もしもの時に備え、ご自身の生活・財産等の情報を書き残しておくためにお使いいただけます。ご家族、次世代の方々など皆さまにとって大切な方に、ご自身の『想い』をつなげていただくためのノートです。ぜひご活用ください。神奈川県司法書士会ホームページよりダウンロードができます。6ページでも紹介しています。



編集後記

昨年4月から相続登記が義務化され、相続手続きで悩まれる方も多いと思います。今号では、不要な土地を国に引渡す相続土地国庫帰属制度の紹介や相続手続きの流れをマンガで分かりやすく解説するとともに、司法書士が普段どのような仕事をしているのかをご覧いただけるようにしました。私たち司法書士が法律の専門家としてお役に立てれば幸いです。（広報部一同）

神奈川県司法書士会広報誌 Duranta (デュランタ) vol.4 (MAR)

2025年3月3日発行

[提供] 日本司法書士会連合会

[編集・発行] 神奈川県司法書士会 〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地

☎045-641-1372

[発行責任者] 神奈川県司法書士会 広報部長 嶋崎 博一

